

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

建設現場一斉閉所の取組拡大について（通知）

京都府建設交通部が発注する工事では、令和 6 年 4 月からの「時間外労働の上限規制」の建設業への適用に向け、週休 2 日制工事の実施、毎月第 2 土曜日の建設現場一斉閉所などにより、働き方改革に取り組んできたところです。

この度、京都府建設交通部において、公共工事における週休 2 日の更なる推進に向け、近畿地方整備局及び管内の府県、政令市とともに毎月第 2・第 4 土曜日の建設現場一斉閉所について取り組むこととしましたので、趣旨を御理解いただき、御協力いただきますよう、よろしくお願いします。

記

- 1 実 施 日 令和 6 年 6 月以降の毎月第 2・**第 4** 土曜日
- 2 対象工事 建設交通部が発注する工事のうち、災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除く全ての工事
- 3 取組方法 特記仕様書に対象工事である旨を記載。第 2・第 4 土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により受注者から報告を受けることとする。
- 4 そ の 他 現場閉所を行えない場合においても、成績評定で減点は行わない。

担 当	指導検査課 指導係
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 1 9